

八代広域行政事務組合監査委員公告第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成29年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成29年7月28日

八代広域行政事務組合監査委員 江崎 眞 通
八代広域行政事務組合監査委員 田 方 芳 信

平成29年度

定期監査報告書

八代市広域行政事務組合
監 査 委 員

八 広 監 第 1 7 号

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

八代市広域行政事務組合

管理者 中 村 博 生 様

八代広域行政事務組合

議会議長 中 村 和 美 様

八代広域行政事務組合

監査委員 江 崎 眞 通

監査委員 田 方 芳 信

定期監査の結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 2 9 年度の定期監査及び行政監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

本定期監査及び行政監査における指摘事項について措置を講じられたときは、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、その旨を報告願います。

目 次

| | |
|---------------|---|
| 1. 監査の種類..... | 1 |
| 2. 監査の範囲..... | 1 |
| 3. 監査の期日..... | 1 |
| 4. 監査の方法..... | 1 |
| 5. 監査の結果..... | 1 |
| 6. まとめ..... | 2 |

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

2. 監査の範囲

平成28年度における八代広域行政事務組合の財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行

3. 監査の期日

平成29年7月11日

4. 監査の方法

今回の定期監査は、財務に関する事務の執行について「財務監査」として、現金の取り扱い、備品の管理状況、所管の事務事業である消防力整備状況などについて「行政監査」として、それぞれ法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。提出された関係書類、帳簿等の全部または一部を抽出して審査・照合を行い、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。また、現金取扱及び備品管理については実査を行った。

5. 監査の結果

全般的に財務に関する事務並びに所管の事務事業に関する業務の執行及び処理状況等は概ね適正に行われているものと認められた。

しかし、事務の一部について次のとおり改善を要する事例が見受けられたので、速やかに改善に取り組んでいただきたい。

必要な措置を講じられた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を報告いただきたい。

なお、軽易な事項については、監査時または講評の際に口頭で改善、検討を促しているのでこの報告書では省略した。

(1) 歳出

①氷川分署庁舎建設事業実施設計業務委託について、指名競争入札により個人の建築設計所に委託し、委託料全額が支払われていた。

委託先が個人事業主であるため、所得税を控除し支払いを行うべきであった。

委託先から所得税分を納付してもらったうえで、税務署へ納付していただきたい。

今後は、適正な源泉徴収事務を行っていただきたい。

②工事が竣工した際に竣工検査を行ってあるが、検査調書を作成することなく業者への支払いが行われていた。

契約に関する規定を準用している八代市契約規則第11条第1項により、検査を完了したときは、速やかに検査調書を作成しなければならないとされており、また、同条第2項により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができないとされている。

今後は、八代市契約規則に基づき、適切な事務処理を行っていただきたい。

(2) 準公金

広域行政事務組合で取り扱う各種団体の会計事務（準公金）について、下記のような不適切な取り扱いがあった。

- ・支出の際の事務手順誤り
- ・管理職による出納簿と口座の残高の照合が定期的に行われていない

準公金についても、公金に準じた取り扱いとし、管理監督者は、出納簿と口座の残高を定期的に照合するなど、会計管理に関して責任を持って指導監督を行い、適正な事務が行われるよう十分に配慮していただきたい。

6. まとめ

平成29年度の定期監査については、「監査の方法」で記載したとおり、歳入歳出関係事務、現金の取り扱い（準公金を含む）、備品の管理状況などの財務監査、消防力整備状況などの行政監査を実施した。

監査結果については、概ね良好であったが、一部に改善を要する事項が見受けられたところであり、今後、更なる適切な事務処理を行っていただきたい。

八代広域行政事務組合で行う消防業務及び救急業務は、職員の技能・資質の向上と、消防力の強化が欠かせないものである。

八代広域行政事務組合においては、熊本地震等を教訓に、平成29年度から平成38年度までの10カ年間における「第8次消防施設整備計画」、「人材育成計画」並びに「財政計画」について「消防施設等総合整備計画」として策定されたところである。

八代広域行政事務組合を構成している市町の厳しい財政状況を踏まえ、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、能率的かつ効率的な事務を行い、消防力の向上や高度な人材の育成に努められ、地域住民の更なる「安全・安心」の負託に役立てていただきたい。